

「知的財産立国宣言」の背景と経緯

—特許制度を中心として—

会員 佐藤 辰彦



目次

- 第1節 はじめに
- 第2節 米国のプロパテント政策
- 第3節 米国の二カ国・多国間交渉による米国の知財の保護政策
- 第4節 WIPO と GATT における国際知財制度の調和の流れ
- 第5節 日本企業が米国特許で攻められる
- 第6節 日米包括経済協議の中での日本特許制度の改革（～1994年）
- 第7節 「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書（1997年）とその後の改正（～2000年）
- 第8節 小泉元首相「知財立国宣言」（2002年2月）までの動き
- 第9節 まとめ

第1節 はじめに

本稿の目的は1990年代後半から進められてきた日本の知的財産制度改革（特許制度を中心として）が始動する過程（小泉元首相が2002年2月に国会で「知財立国宣言」を行なうまで）を分析し、これを整理することにある。この過程を分析し整理することは現在進行している日本の知的財産制度改革の流れと現状を理解するのに資するものと考えられる。

日本の知的財産制度改革は1997年にまとめられた「21世紀の知的財産権を考える懇談会」（荒井寿光特許庁長官の私設懇談会）の報告書が起点となっているといえる。ここでまとめられた8つの提言はその後の1998年11月の工業所有権審議会の「プロパテント政策の一層の深化に向けて」報告書を経て2002年の知的財産戦略大綱に引き継がれ、さらに2003年にまとめられた知的財産推進計画2003の基礎となったといえる。

しかし、この「21世紀の知的財産権を考える懇談会」の報告書が出される1997年以前には1980年代からの米国のプロパテント政策および米国企業からの特許訴訟攻勢による日本への圧力と、WIPOやGATTを通じた多国間交渉の中での圧力が日本の知的財産

制度の改革を促していた背景がある。

第2節 米国のプロパテント政策

1979年10月にカーター大統領は議会に対して「産業技術革新政策」といわれる教書を提出した。これは当時の米国の産業競争力の低下に対して危機感を持ち、日本などに対抗して米国が生き抜くため米国の知的財産の保護政策を強力に進めた。1980年にはバイ・ドール法が成立し、80年代半ば以降、技術移転機関（TLO：Technology Licensing Organization）を通じて産学の連携を進め、これが、90年代に入り、アメリカ経済を復活させる推進力となったといわれている。同年には米国特許商標庁は独立会計となり自分で予算を立てることができるようになった。

1981年に就任した次のレーガン大統領もこのカーター大統領の産業競争力強化のために知的財産権を重視し、反トラスト法の規制緩和を目指した。これによりアンチパテントの政策をプロパテントの政策へ転換した。同年に加速度償却制度の導入や投資税額控除制度の拡充、両制度の適用範囲を拡大させる投資減税策が実施され、アメリカ経済の復活に寄与したといわれる。そして1982年にそれまで9つに分かれていた控訴裁判所を整理し特許専門の裁判所として連邦巡回控訴裁判所（CAFC）を設立した。これにより特許に関する裁判所の判断が統一されることになった。1984年には医薬品の価格競争および特許期間の回復に関する法律により医薬品の特許期間が延長され、同年、半導体チップ保護法が成立している。

第3節 米国の二カ国・多国間交渉による米国の知財の保護政策

1983年には産業競争力に関する大統領のための委員会を設け、この委員会のレポートが1985年に出された「ヤング・レポート」（委員長ヒューレット・パッカー社社長ジョン・ヤング）である。このレポートでは米国企業の産業競争力を強化させる方策の1つ

として知的財産権の保護を上げた。ヤング・レポートは、海外で米国の知的財産権が十分に保護されていないために米国が蒙っている被害は数百億ドルに及ぶと発表し、米産業界のみならず米国国民にも大きな衝撃を与えたといわれる。

1985年には米国上院が日本を不公正貿易国として圧倒的多数で決議し日米の貿易摩擦がピークを迎えた。これを受けて1985年の秋にはレーガン大統領は新通商政策を発表すると共に先進5カ国蔵相会議(G5)ではドル高政策に転換する「プラザ合意」が行なわれた。そして、レーガン大統領は通商法301条を日本の半導体に適用した。これらの一連の政策は巨額の貿易赤字を抱えている中で、唯一黒字の知的財産権の活用を国際競争力回復の柱としようとしたものである。

1986年には大統領声明で知的財産権保護の強化のために二カ国間および多国間交渉の必要性を訴えた。この流れを受けて1988年には「1988年包括通商競争力強化法」が米国議会で認められ、産業競争力向上のための種々の政策が進められた。これを受けて特許法が改正され、米国の方法特許の効力を国外で製造した製品にも米国内では及ぶようにした。これは米国外であっても米国で特許された製造方法を用いて製造された製品が米国内に流入するとき特許権の効力を及ぶものとしたものである。また、この特許法改正で特許権者の第三者へのライセンスの拒否は反トラスト法違反とはならず、反トラスト法により強制的に第三者へ実施許諾する命令の発動要件を厳しくした。

関税法337条を改正し、米国の知的財産権を侵害した物品について米国への輸入を排除するUSTR(米国通商代表部)への申立が容易に認められるようになった。知的財産権問題を専門とするスペシャル301条が加えられ、米国の知的財産権の侵害が多発している国を議会に報告させ、改善しないときには報復するというものであった。これにより、日本は特許などの権利取得に時間がかかり、レコード貸与権が外国のレコードには適用されないなどを理由として監視国とされた。このスペシャル301条により米国は韓国・中国・台湾・タイ・インドなどにも経済制裁を武器に一方的に制度などの改革を要求した。

中国はスペシャル301条の優先交渉国に指定され、医薬を含む化学物質についての保護および方法発明の特許の効力はその方法を使用して作られたものに及ぶものとするなどの特許法改正を迫られ改正を行い1993年に施行された。韓国も同様な要求を受け1986

年に特許法が改正され1987年に施行された。

日本は、1989年に日米包括経済協議(SII)が始まり、1990年には最終報告がまとまり、特許審査期間を24ヶ月とすることで合意した。また、日本は1994年に特許付与後の異議申し立て制度の導入・外国語出願の許容を、米国は特許期間の適正化・早期出願公開制度の導入等を図ることで合意した。

このような流れのほかに、同時期には新たな知的財産権の保護の国際的な枠組みの見直しが進んでいた。

第4節 WIPOとGATTにおける国際知財制度の調和の流れ

1981年には1883年に成立し世界の工業所有権に関する国際条約であるパリ条約の見直しがWIPOで開始された。パリ条約は特許等の工業所有権を世界的に統一して保護する条約として成立し、先進国がすべて加盟し発展途上国も多くが加盟していた。しかし、工業所有権の国際的な統一保護は結局先進国に優位であって発展途上国にとってはかえって不利な面が多いとの発展途上国の不満が蓄積しいわゆる南北問題が生じていた。1981年にパリ条約を改正するためのWIPOの外交会議が開催されて先進国側の譲歩を迫った。この改正要求の中で大きな問題は不実施の強制実施権制度に関するもので、不実施の特許を政府が第三者に強制的に実施許諾させることができるものである。これに対して先進国もやむを得ないとして条約案がまとまりかけたが、米産業界の大きな反発で米国が拒否して頓挫してしまう。

他方、1986年に開催されたGATT(関税及び貿易に関する一般協定・多角的貿易交渉)のウルグアイ・ラウンドでTRIPS(知的所有権の貿易関連側面に関する協定)交渉が開始された。米国はWIPOの条約では知的財産権の保護の違反があっても何等の対抗措置も取れないことから、制裁措置が期待できるGATTの場にこの問題を移したのがTRIPS交渉である。この中では米国は多くの知的財産権の保護に関する事項を交渉のテーマとしたが、発展途上国の反発があり、1991年に最終合意案が出されて1993年末にTRIPS協定が合意された。このTRIPS協定はWIPOで進められていた特許法条約(Patent Law Treaty; PLT)草案のうち南北問題で摩擦の少ない、発明地による差別の禁止、物質特許の保護の義務付け、20年以上の特許保護期間の義務付けなどが盛り込まれた。

先にあげたWIPOの特許法条約(PLT)草案は特許出願に関するグレース・ペリオド(恩恵期間)の国際

的統一を目指す米国主導で1985年に始まり、先に成立した国際特許出願に関する手続を簡素化する特許協力条約（PCT条約：1978年出願受理開始）のような、手続に関する面のみならず実体的な面の国際的な制度調和を目指していた。しかし、1993年のTRIPS協定の成立や米国内における先発明主義から先願主義への移行に対する合意が得られないなどがあり、1993年の第2回外交会議で最終合意される予定であったが、米国の事情で延期され、1994年1月、米国商務長官声明で先発明主義堅持を発言して、第2回外交会議が開催されないまま、特許法条約（PLT）は凍結された。

1995年5月、特許制度の調和を目指す流れを維持するため、手続等の調和に向けた議論を再開することで一致し、1995年～1997年、5回の専門家委員会が開催され、特許法条約は2000年6月の外交会議で採択され、10カ国の批准で2005年4月に発効されている。しかし、日本は未だいつ批准するか又は加入するかは未定である。

他方、2000年6月の特許法条約（PLT）の採択を契機に、実体法に関する調和を目指す実体特許法条約（SPLT）の検討が再開されたが、未だ南北の対立が強く2007年の段階でも未だ合意に至っていない。

この際に対立した国際的な制度調和の論点は、先願主義、グレース・ピリオドであるが、この問題の解決は偏に米国が先願主義に移行できるかにかかっている⁽¹⁾。

第5節 日本企業が米国特許で攻められる

1992年にミノルタが自動焦点のカメラに関する特許権侵害で米国でハネウエル社から訴えられた。ニュージャージー州連邦地裁の陪審は、ミノルタはハネウエル社の特許権を侵害するとして9,635万ドル（約120億円）の損害賠償の支払いの評決をした。これを受けて判決が出る前に、ミノルタは1億2,750万ドル（約165億円）を支払って和解したことが報道され、日本の産業界に大きな衝撃を与えた。これによりミノルタは黒字経営から一挙に赤字会社に転落した。また、その訴訟費用も5年間で約40億円を費やしたといわれる。

ハネウエル社はキャノンやニコンとも法廷外で和解し、キャノンは約70億円、ニコンは約57億円、オリンパスは約42億円、旭光学は約25億円を支払ったと報道されている。

また1985年にはコダック社がポラロイド社のインスタントカメラの特許を侵害したとして訴えられ、マ

サチューセッツ州連邦地裁はコダック社の製品がポラロイド社の特許権を侵害するとして、その製造販売の停止を命じた。そして1990年には8億7,300万ドル（約1,200億円）の損害賠償の支払いをコダック社に命じた。その結果、コダック社は世界的に展開していたインスタントカメラの事業から撤退すると共に市場に流通していた製品の回収を行うこととなった。

1992年には大手ゲーム機器メーカーのセガ・エンタープライゼスがジャン・コイル氏の特許権を侵害するとして、3,300万ドル（約43億5,600万円）の支払いを命ずる評決がなされ、総額約4,300万ドル（約49億円）を支払って和解した。

この1992年当時に日本の自動車メーカー11社が米国人のジェローム・レメルソン氏の特許権を侵害しているとして特許料の支払いの請求を受けていた。これに対して日本自動車メーカー11社は約1億ドル（約120億円）を訴訟前の和解で支払った⁽²⁾。

これらの事件は日本企業が本格的に米国特許訴訟に巻き込まれたケースで日本企業も十分に米国特許訴訟に慣れておらず、その対応の悪さから結果的に大きなダメージを受けたり、早めの和解策に走ったようにみえる。同時に、当時の米国特許制度は出願公開制度がなく、又、権利期間も出願日からではなく特許付与から17年というものであって、出願が古く今まで公開されていなかった特許が突然現れて権利行使される（サブマリン特許といわれた）という不合理な状況であったことも大きな要因であったといえる⁽³⁾。

その後、日米間における米国特許訴訟事件は頻発するが、日本企業も米国からの攻撃に対して適切に対応し勝訴するものや、逆に米国企業を自社特許で訴えて勝訴するケースも出ている。

第6節 日米包括経済協議の中での日本特許制度の改革（～1994年）

（1959～1985年特許法改正・特許特別会計の導入）

現行の特許制度は1959年に全面改正された特許法に基づく。その後、1990年代に入るまでは特許法改正は少なく、1970年に特許審査請求制度・出願公開制度の導入、1975年に化学物質・医薬・飲食物についての不特許事由の廃止、1985年の国内優先権制度の導入、1987年にクレームの改善多項制度の導入・特許権の存続期間の延長制度の創設があった。

この中で1985年の国内優先権制度と1987年のクレームの改善多項制は、出願制度の国際化を目指すものではあったが、当時審査請求制度の採用にもかかわら

ず、年間 60 万件の特許と実用新案の出願審査処理の負担が大きく、これを解消するための制度改正でもあったといえる⁽⁴⁾。この大量出願の審査負担解消を目指し、1985 年にはペーパーレス出願計画が始まり 1990 年に導入される電子出願システム構築のために同年、特許特別会計が認められた。これにより特許庁は特許行政遂行のための財源を確保し、その後の出願増によって財源を拡大することができ、後の知財改革推進の大きな財源を得たといえる。

(1990 年電子特許出願の開始)

1990 年に世界で初めて特許と実用新案について電子出願することができるようになった。当時、普及し始めたワープロによる電子出願が受け付けられるようになり、特許情報の電子化処理が進められることとなった。これはその後の特許情報のデータベース化・オンライン処理等を進める大きな役割を果たしたといえる。さらに後の 1998 年には電子出願のオンライン出願の受付が開始された。

(1993 年・1994 年特許法・実用新案法改正)

先に述べたように、1989 年から始まった日米経済包括協議の中で最も大きなテーマは日本における特許審査期間が極めて長く、意図的に米国からの特許出願の審査を遅延させているという批判であった。また、この批判の可否はともかく、日本における特許出願・実用新案出願件数は 1980 年までは特許出願件数より実用新案出願件数のほうが多かったが、1980 年に約 19 万件であった特許出願件数が急増し、1987 年の改善多項制の導入で一時期、わずかに出願件数が減少したものの 1990 年には 36 万件に達し審査要処理期間が大幅に長くなっていた⁽⁵⁾。逆に 1970 年代から約 17～20 万件あった実用新案出願件数は改善多項制が導入された 1987 年を境に 1990 年には 14 万件に減少した⁽⁶⁾。

この状況で、1993 年には実用新案法改正で実用新案出願の無審査登録制度を導入した。これにより実用新案は基礎要件(実用新案の対象であること)および方式が整えば登録されることとなった。無審査のためその有効性は事後的に技術評価書を請求することで特許庁が判断することとし、実用新案出願はほとんど審査しないでよい形になり審査負担がその分解消された⁽⁷⁾。この改正では、それまで特許出願審査制度と全く同じ出願審査制度を採用していた実用新案制度を改革し、実用新案の対象である考案のライフサイクルは短いこ

とが多く、早期保護を図る必要があるため、未審査で一応登録し、侵害問題が発生したとき、または必要ときにその有効性の判断を特許庁に求める制度とし、特許出願制度と異なる新たな制度に再構築した。

同年の特許法改正では出願後における明細書の補正を厳しく制限する改正と審判制度で屋上屋を重ねるような審判であった補正却下の不服審判及び訂正無効審判を廃止し審判制度の簡素化を図った。明細書の補正の制限はこれまで明細書の要旨を変更しないかぎり補正が認められていたが、この補正を乱用することが生じたためこれを規制する法改正を行うと共に、これにより出願当初の明細書の開示の確立を促した。この明細書の補正の制限はこの点については厳格であった米国や EPO の審査実務に適合する体制作りの意義を有するもので日本における特許出願実務を欧米レベルに引き上げたといつてよい。

1993 年特許法改正：

- ・補正範囲の適正化(新規事項の追加禁止)
- ・補正却下の不服審判・訂正無効審判廃止

1993 年実用新案法改正：

- ・無審査登録制度の導入

1994 年の特許法改正は日米包括協議の合意に対応するものとして、それまで「付与前異議申し立て」であったものを「付与後の異議申し立て」に変更し、英語で出願できる外国語書面出願を導入した。この改正では同時に、特許権の回復、明細書の記載要件の厳格化、特許権の効力の解釈において「明細書の発明の詳細な説明を参酌する」ことを明確化した。また、GATT・TRIPS 協定に対応するため、特許権の存続期間(出願から 20 年)、原子核変換物質を特許対象にするなどの改正を行なった。

1993 年と 1994 年の特許法改正で一応 TRIPS 協定に見合い、かつ米国の要求にも制度的には対応できるようになった。

1994 年特許法改正：

- ・付与後の異議申し立て制度の導入
- ・外国語書面出願の導入
- ・クレーム・詳細な説明の記載要件の見直し
- ・クレーム解釈に発明の詳細な説明の参酌
- ・特許権の回復制度の導入
- ・WTO/TRIPS 協定対応の改正

(特許存続期間：出願から 20 年・原子核変換物質の特許

化・特許権の効力の拡大「譲渡等の申し出」)

その後、日本企業が米国で特許訴訟により訴えられるケースが多くなるにつれ、日本における特許訴訟の問題点がクローズアップされてきた。特許権侵害の損害賠償の立証が難しい、立証が困難であると低額の実施料相当額となり侵害の「やり得」である、侵害訴訟に時間がかかる、権利範囲は狭い(均等論が認められにくい)などが指摘された。

第7節 「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書(1997年)とその後の改正(～2000年)

(「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書)

1997年4月7日に荒井寿光特許庁長官(当時)の私設懇談会「21世紀の知的財産権を考える懇談会」(座長 有馬朗人理化学研究所理事長)報告書⁽⁸⁾が出された。この懇談会は1996年12月16日に第1回が開催され計5回で報告書がまとめられた。

この報告書では、米国のプロパテント政策による国際競争力の強化、WTO・TRIPS協定による知的財産制度の整備、国際的なロイヤリティや損害賠償額の高額化、企業における知的財産権の保護の重要性に関する認識の高まり、1995年に成立した科学技術基本法を受けて1996年に閣議決定された「第1期科学技術基本計画」⁽⁹⁾を受けて科学技術創造立国に向けた具体的な取り組みが進んでいること等を挙げて、わが国として「創造」した「科学技術」を「知的財産権」として蓄積し活用していくこと、このために「知的財産権」についての取り組みを強化する必要性を確認した。

『科学技術創造立国を実現するためには、創造された技術を適切に保護し、効果的に活用体制を確保すると共に、その技術を財として明確に位置付けることにより経済的価値を生み出す「知的財産権」による「知的創造サイクル」⁽¹⁰⁾を築き上げる必要性』を提言した。

具体的提言としては

- ① 知的財産権の「広い保護」(保護対象の拡大、均等論などの権利の範囲の拡大、特許出願の量から質への転換)
- ② 知的財産権の「強い保護」(損害賠償額の引き上げ、紛争処理機能の充実)
- ③ 大学・研究所の「知的財産権振興」(リエゾン機能の強化、知的財産権による研究成果の評価、

権利の帰属と実施制度の見直し)

- ④ 「特許市場」の創設(休眠特許の活用促進、知的財産権の金融商品化の促進)
- ⑤ 「電子特許」の実現(マルチメディア技術を利用した発明・意匠・商標の表現、「電子特許庁」の実現)
- ⑥ 「発展途上国協力」の推進(アジアにおける人材育成・情報化・審査協力の拡大、各国におけるわが国企業の権利行使支援)
- ⑦ 「世界共通特許」への道(世界共通特許の実現、世界をリードする日本の特許審査、日本の成果を外国へ提供)
- ⑧ 「知的財産権政策」の国家的取り組み(知的財産権についての基本的な方針の策定、研究研修機能の強化、知的財産権マインドの向上、知的財産権学科の設立)

を挙げた。

この報告書は後の日本の知的財産制度改革の起点となったといつてよい⁽¹¹⁾。当時、バブル崩壊後の日本にあって、80年代に有していた米国に次ぐ国際競争力が急速に失われ、自信を失いかけていた状況にあって、米国のプロパテント政策にヒントを得て荒井寿光元長官が日本の知的財産制度改革を通じて日本の国際産業競争力を回復させようと試みたものである。

(1997年ビジネスモデル特許の容認)

1997年2月に公表された特許庁の運用指針⁽¹²⁾によりコンピュータ・プログラムを記憶した機械読み取り可能な媒体が特許の対象として認められた。その後、1999年12月に「ビジネス関連発明に関する審査の取扱について」が公表され、コンピュータのハードウェア資源をどのように利用しているかを明確にすれば特許法上の発明に該当することとなり、いわゆる「ビジネスモデル特許」が認められることとなった。当時(1998年)、米国がビジネスモデル特許をCAFCが認めて、各国に大きなインパクトを与えた。これを受けて日本でも「ビジネスモデル特許」が認められるようになり、一躍「ビジネスモデル特許」が多数出願された。

1997年コンピュータ・ソフト関連発明の審査運用指針

ハードウェア資源に対する制御または制御に伴う処理対象の物理的性質または技術的性質に基づく情報処理ハードウェア資源を用いて処理すること

(1998年・1999年特許法改正)

1997年11月に工業所有権審議会の損害賠償等小委員会⁽¹³⁾は「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書を受けて、「我が国経済がキャッチアップ型からフロントランナー型に移行していく中で、今後科学技術創造立国を実現するためには、知的財産権の強い保護を可能とするシステムを構築する必要がある。」との認識の下に知的財産権の侵害に対する救済の見直しを行なった。ここでは米国の特許訴訟の枠組みに見合うように3倍賠償制度の導入も視野に入れた改正を目論んだが、その後の改正作業の中で3倍賠償はわが国の民法の制度枠組みから外れるとして見送られた。その結果、1998年の特許法改正では、逸失利益の立証の容易化・具体的事情を考慮した実施料相当額の認定・侵害罪の非親告罪化・侵害罪の法人への重課が改正された。これにより一応特許権侵害者の「やり得」は防げるようになった。

1998年特許法改正：

- ・先後願についての拒絶査定後の出願の地位の見直し
- ・無効審判の請求理由の要旨変更の見直し
- ・特許料の引き下げ
- ・特許権侵害救済及び刑罰の見直し

(逸失利益の立証の容易化・具体的事情を考慮した実施料相当額の認定・侵害罪の非親告罪化・侵害罪の法人への重課)

1998年11月には工業所有権審議会法制部会企画委員会が「プロパテント政策の一層の深化に向けて」という報告書⁽¹⁴⁾を出し、ここでプロパテント政策のために制度全般に対する見直しを行なった。

これを受けて1998年12月に工業所有権審議会⁽¹⁵⁾は答申で「大競争時代が本格化する中、我が国の21世紀に向けての課題は創造型技術開発の促進、それによる新規産業の創出、ひいては科学技術創造立国の実現であること、そのためには、知的財産権制度の強化(プロパテント政策)⁽¹⁶⁾により投資の迅速かつ十分な回収を可能とし、創造型技術開発に対するインセンティブを高めることが必要であり、「創造」→「権利設定」→「権利活用」からなる「知的創造サイクル」の加速化が不可欠あること。」を確認し制度改革を提言した。

これにより審査請求期間を7年から3年に短縮、侵害行為の立証の容易化のために文書提出命令の拡充、積極否認の特則の導入を図り、損害の立証の容易化のために計算鑑定人制度の導入し、さらに特許期間の延

長登録制度を拡充し、申請による早期公開制度を導入する1999年の特許法改正が行なわれた。

この改正で特許権侵害の損害賠償の額の算定が容易となり、特許権の保護強化が促進された。

1999年特許法改正：

- ・権利取得の早期化(審査請求期間の短縮：審査請求期間を3年に短縮)
- ・権利侵害に対する救済措置の拡充：侵害行為の立証の容易化(文書提出命令の拡充、積極否認の特則の導入)損害の立証の容易化(計算鑑定人制度の導入)
- ・行政的対応の強化(判定制度の強化等)
- ・先端的医薬品開発を促進するため特許期間の延長登録制度を拡充
- ・申請による早期公開制度の導入

(弁理士法1次改正)

1999年12月の工業所有権審議会総会で弁理士法改正の答申が出された。自由民主党の知的財産政策小委員会提言(1998年5月27日)や司法制度特別調査会報告(1998年6月15日)において、特許紛争の迅速かつ実効ある解決を確保するため、裁判手続における弁理士の活用方策を検討すべきものとされ、「司法制度改革審議会設置法案」審議においても、知的財産権訴訟の分野における司法制度改革の必要性が指摘されている。

「規制緩和推進3か年計画(改定)」(1999年3月30日閣議決定)においても、公的資格制度について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等、その在り方を見直し、1999年(平成12年)度までに所要の措置を行うこととされた。これを受けて、工業所有権審議会は弁理士制度を見直すために同年6月に知的財産専門サービス小委員会を設置して検討を開始し、12月の答申となった。

翌2000年には80年ぶりに弁理士法が改正され弁理士の職域が大幅に拡大されるとともに弁理士増員のために同時に試験制度も改革された。

2000年(平成12年)弁理士法改正

1. 弁理士の業務範囲の見直し

特許庁への手続代理を中心とする現行の弁理士業務を以下のように拡大

- ・工業所有権等に関するライセンス契約等の仲介・代理、コンサルティング業務を追加
- ・税関への輸入差止申立て代理業務の追加

- ・工業所有権に関する事件の仲裁手続の代理業務を追加
 - ・仲裁手続に付随して行われる和解手続の代理業務の追加
- 弁理士の独占業務の見直し
- ・弁理士の独占業務を一部縮減し、権利確定後の特許料納付手続等について一般に開放
2. 弁理士試験制度の改革
- ・試験科目に著作権法等を追加し、現行 41 科目の選択科目の大幅見直し
 - ・他の有資格者への一部試験免除等
3. 総合的なサービス提供体制の実現
- ・弁理士事務所の法人化を解禁（「特許業務法人」）
 - ・地方支所の設置も解禁
 - ・弁理士の報酬額表規定を法律から削除
 - ・弁理士の広告制限の原則撤廃等の措置

（大学等の研究成果の活用に関する法整備）

1998 年 5 月に産業活性化・学術進展のため、大学の技術や研究成果を民間企業へ移転する仲介役となる承認 TLO（技術移転機関）⁽¹⁷⁾ の活動を国が支援するために、大学等技術移転促進法（TLO 法）が成立した。

1999 年 8 月に日本の経営資源の効率的な活用を通じて生産性（潜在生産力）の向上を図り、産業活力の再生を目的として産業活力再生特別措置法（略称：産業再生法）が成立した。従来、日本では政府の資金供与による委託研究開発の成果として発生した知的財産権（特許権等）はすべて国に帰属していたが、米国のバイ・ドール法を参考にして、受託企業に帰属させ得ることとなった。

2000 年 4 月に国際競争力の激化と産業構造の変化の中で新事業・新市場を創出するための技術革新を可能とするような技術開発体制を構築することを目的として産業技術力強化法が成立した。これにより、大学及び大学の教官に対する特許料等の軽減、民間企業の役員兼業規約の緩和、資金助成等が認められるようになった。これらの改革で大学等における研究開発成果の民間への移転の枠組みが作られた。

（1997 年特許流通促進事業の開始）

1997 年から特許庁は、特許の流通を通じた技術移転や新規事業創出を促進するため特許流通促進事業を外郭団体の日本テクノマートを通じて開始した。また、特許流通促進のために特許流通アドバイザーを設け、特許流通データベースを作り開放特許情報を提供し、セミナーや研修を通じて知的財産取引業者の育成支援

を始めた。これは 2001 年 4 月から特許庁から独立した「独立行政法人工業所有権総合情報館」に事業が引き継がれ、受託機関であった日本テクノマートの統廃合で特許流通アドバイザーの事業は発明協会に、特許流通データベースは外郭団体の日本特許情報機構に移されて継続された。

これらの改革で特許等の活用を促進する事業が作られた。

（1996 年民事訴訟法の改正・1998 年最高裁の「均等論」判決）

1996 年の民事訴訟法改正において、特許権・実用新案権等の侵害訴訟を従来の管轄裁判所に加え、東京又は大阪地方裁判所に提起することを可能にした。

東京・大阪両地方裁判所においては、知的財産権関連訴訟を専門的に取り扱う専門部が設けられており、技術専門家の調査官が配属されて、知的財産権訴訟の専門的処理体制が整っているため、迅速な紛争解決が期待できるようになった。

1998 年 2 月にはボール・スプライン事件（平成 6 年（オ）第 1083 号）で最高裁は「均等論」を認める判決を行い、「均等論」が判例として確定した。これにより特許発明の権利範囲が従来より広く解釈されることとなった。

同年 10 月 12 日には H2 ブロッカー（シメチジン）事件（平成 5 年（ワ）11867 号）で東京地裁がこれまで最高額の約 30 億円の損害賠償を認める判決を出した。

2000 年 4 月 11 日にキルビー事件（平成 10 年（オ）第 364 号）で最高裁は特許無効理由が明らかなきには「権利濫用」として権利行使できないとの判決を出した。これは特許権侵害訴訟でこれまで無効審判でしか争えないとされていた特許権の有効性について侵害訴訟でも争え得る道を開き、その後の特許権侵害訴訟の制度改革に大きな影響を与えた⁽¹⁸⁾。

これらの判例・判決は特許保護を強化するもので、これまでの特許訴訟に対する考え方を大きく変えるものであった。

第 8 節 小泉元首相「知財立国宣言」（2002 年 2 月）までの動き⁽¹⁹⁾

前節の状況の下に、21 世紀の 2000 年を迎える時期には知的財産を活用して日本の国際競争力を復活させるべきとの各分野での提言が多く出されるようになった。

渡部 俊也（東京大学先端科学技術研究センター教授）

(2001年知的財産国家戦略フォーラム提言)

2001年8月に特許長官を退官した荒井寿光元長官を代表として民間専門家で組織した「知的財産国家戦略フォーラム」が2002年1月に大学、教育、企業、行政、外交、立法、司法の7分野にわたり総合的な100の戦略⁽²⁰⁾を提言した。

これはわが国における知的財産戦略を政策課題として取り上げる必要性を主張した。

知的財産国家戦略フォーラムの100の提言

1. 大学—知財の源流となる大学改革を

知的財産を生み出す研究環境を整備する・特許を大学教員人事の評価基準とする・ベンチャー・ビジネスにつなげるように規制を緩和する

2. 教育—知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すことを高く評価する教育システムを作る・起業家育成プログラムを作る・教員に知財教育をする

3. 企業—知財を企業収益の柱に

知財報告書を発表する・1社1基本特許運動をする

4. 行政—知財を支援する行政に

特許庁は個人やベンチャー企業に特許手続を親切に教える・特許取得を支援する・特許は出願されたら、すぐに審査する

5. 外交—日本の知財権益を守る

「ニセモノ放置国家」を監視し制裁する・ニセモノの流入を防ぐ国際貿易委員会を作る

6. 立法—21世紀型知財法体系を作る

知的財産国家戦略委員会を創設する・3倍賠償制度を導入する・情報窃盗罪を創設する・知財を育成する税制に変える

7. 司法戦略—知財訴訟の空洞化に歯止めを

知財裁判所を創設する・知財ロースクールを早期に立ち上げる

荒井 寿光（知財評論家）[代表]⁽²¹⁾

安念 潤司（成蹊大学法学部教授）

久保利英明（弁護士）

下坂スミ子（弁理士）

末吉 互（弁護士）

隅蔵 康一（政策研究大学院大学助教授）

成毛 真（株式会社インスパイア社長）

馬場 錬成（科学ジャーナリスト）[副代表]

原 豊（株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ）

山本 貴史（株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長）

(2002年「産業競争力と知的財産権を考える研究会」報告)

2001年10月に特許庁長官の私設懇談会として「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設けられ、2002年6月に最終報告書⁽²²⁾をまとめている。

この研究会には3つのワーキング・グループ、「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」に関するWG、「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」に関するWG、「海外における競争力確保」に関するWGが設けられて検討がなされた。この研究会は多くの産学の有識者を巻き込んで政策検討を行うだけではなく産学を含めた各界に知的財産の制度改革およびその活性化の議論を巻き起こした。そして、この研究会の阿部博之委員長は後の知的財産戦略会議の座長となる。

産業競争力と知的財産権を考える研究会最終報告書

知的創造時代を担う人的基盤の構築

・知的財産意識の啓発・専門人材の育成・職務発明制度の再検討

国の研究開発投資に対応した、世界トップレベルの知的財産の創出と蓄積

・日本版バイ・ドール条項徹底・発明の機関帰属化・出願関連費用の充実・ライフサイエンス発明促進に向けた審査基準等の整備・タイムリーな特許情報の提供

知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

・知的財産への戦略的対応の確立・営業秘密の保護強化・情報開示の促進・迅速的確な審査・審判制度等の改革・証拠収集手続の拡充・ライセンス契約の保護・知的財産の証券化・信託制度の導入

海外における知的財産権の保護強化

・権利侵害国への働きかけ強化・水際措置の強化

●委員長 阿部 博之 東北大学総長

●委員長代理 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授

●委員 赤羽 雄二 ブレークスルーパートナーズ株式会社マネージングディレクター

秋草 直之 富士通株式会社代表取締役社長

安念 潤司 成蹊大学法学部教授

井上 博司 光洋精工株式会社代表取締役会長

内ヶ崎 功 日立化成工業株式会社代表取締役社長

岡内 完治 株式会社共立理化学研究所社長

小池 晃 日本弁理士会前会長
小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授
坂井 賢二 アンダーセンビジネスコンサルティングパートナー
庄山 悦彦 株式会社日立製作所代表取締役社長（日本経団連産業技術委員会共同委員長）
長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授
永岡 文庸 日本経済新聞社論説委員
西川 章 三菱マテリアル株式会社代表取締役社長
野間口 有 三菱電機株式会社代表取締役社長（日本知的財産協会副会長）
平田 正 協和発酵工業株式会社代表取締役社長
松尾 和子 中村合同特許法律事務所弁護士
松田 修一 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
村瀬 光正 株式会社ジャフコ代表取締役社長
山本 一元 旭化成株式会社代表取締役社長
山本 貴史 株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長
吉野 浩行 本田技研工業株式会社代表取締役社長

許に関するルール整備・ベンチャー・中小企業の戦略的支援・早期審査による早期特許化・未利用の開放特許の活用による、ベンチャー・中小企業のビジネスチャンス拡大・知的財産を活用した資金調達のパラダイム

4. 知的財産保護の拡充・強化
審判制度と審決取消訴訟，侵害訴訟との役割の見直し・被告の営業秘密の保護にも配慮した証拠収集手続きの拡充・知的財産関連訴訟事件における専門委員制度のあり方に関する検討・不正競争防止法における営業秘密侵害の刑罰化・ライセンスを受けた者の保護のあり方について再検討・模倣品等の知的財産権侵害製品への対策・知的財産権侵害国・地域政府に対する交渉強化・業種横断的な反模倣品組織の設立の可否を検討
5. 知財政策の国際的展開と調和の追求
日本人の海外出願コストの低下を図るとともに，米国の特許制度の国際調和に向けた働き掛けを強化・電子出願の国際標準化が早期に実現されるよう，10年以上の電子出願の経験を有する日本がイニシアティブの発揮・アジア地域の特許庁との連携強化（ASEAN+3）・国際的な著作権保護システムの整備に向けた取組み

（2001年自民党知的財産関係合同会議中間報告）

2001年12月には自民党知的財産関係合同会議（政務調査会経済産業部会知的財産小委員会・司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会・知的財産制度に関する議員連盟合同会議）が知的財産国家戦略の中間報告をまとめ，これは2002年2月の「知財立国宣言」⁽²³⁾となる。

自民党知的財産関係合同会議「知財立国宣言」

1. 知財立国を支える人材の育成等

職務発明制度について，特許法の見直しを含めた検討・義務教育や大学などでの知的財産意識の教育啓発活動・平成16年設置予定の法科大学院に知財ロースクールなどを設置・弁理士への訴訟代理権付与に向けた検討の具体化

2. 「知の時代」のインフラとしての知財制度の改革

情報ネットワーク社会に対応した特許法，商標法等の見直し・ライフサイエンス分野等先端技術分野における審査基準の明確化と国際調和・先端科学技術分野における特許情報の早期分析提供・放送事業者等の権利拡大のための著作権法改正・デジタルコンテンツ流通促進に向け，著作権契約システムの構築等の具体的な対応策を検討・関係省庁連絡会議の充実

3. 産学官連携等研究開発システムの改革推進

大学で発表された研究成果の保護強化（グレース・ペリオド制度の改善）・大学発特許の充実・大学と企業の共有特

（産業競争力戦略会議）

2001年11月に経済産業大臣の私的懇談会として「産業競争力戦略会議」を開催し，我が国産業を巡る諸課題や必要な政策的対応につき，総合的に検討を行った。2002年5月に「競争力強化のための6つの戦略」をまとめ，知的財産権取得・管理の面での企業の戦略的取組は十分でなく，米国企業と比較して，「意図せざる」技術移転も少なくなく，中国をはじめとするアジア諸国での模倣品等による被害に対しては，企業単独での取組が限界を生じてきていること，特許保護制度の拡充が必要であること，21世紀の新市場を創出して需要が拡大する経済構造を作る必要があり，そのため技術開発，知的財産・標準化，規制・制度の再設計，政府調達を含む市場化戦略を進めるべきことを提言した⁽²⁴⁾。

産業競争力戦略会議

奥田 碩 トヨタ自動車株式会社取締役会長
澤部 肇 TDK株式会社代表取締役社長
千速 晃 新日本製鐵株式会社代表取締役社長
西岡 喬 三菱重工業株式会社代表取締役社長
西垣 浩司 日本電気株式会社代表取締役社長
丹羽宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役社長
平井 克彦 東レ株式会社代表取締役社長

三浦 昭 三菱化学株式会社代表取締役会長
 御手洗富士夫 キヤノン株式会社代表取締役社長
 森下 洋一 松下電器産業株式会社代表取締役会長
 吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

(2002年経団連提言)

2002年1月には経団連が「知的財産権を核にした産業競争力の強化に関する考え方について」という提言⁽²⁵⁾を行なった。

経団連「知的財産権を核にした産業競争力の強化に関する考え方について」

I. 企業の活力を引き出す知的財産政策の推進

1. 産業戦略に沿ったタイムリーな知的財産権の取得・活用

- ・先端の技術で、わが国が世界をリードできる分野においては、世界に先駆けて保護対象の拡大や権利の設定を行なう
- ・知的財産権侵害に関する証拠収集手続きの拡充、侵害訴訟制度のさらなる強化を通じた損害賠償の充実、ライフサイクルの短い商品についての差止訴訟の迅速化、特許裁判の専属管轄化、裁判所における訴訟と特許庁における審判手続きの融合による紛争の一回的解決など、改革をさらに進める

2. アジア市場を中心にした模倣品などへの対応

- ・模倣が行なわれている国、模倣品が出回っている国の政策・執行の問題に起因している場合には、政府においても、個別問題の解決支援を含めて、特許権侵害・営業秘密流用対策などの外国政府への働きかけの強化（制度・運用の改善を含む）、水際対策の強化、日本政府全体としての取り組みの強化
- ・権利侵害の責任はライセンス供与側が負うべきとの政府認可基準を設けるなどの厳しいライセンス規制を有する国に対し、その緩和を働きかける

3. グローバルな事業展開への環境整備

- ・米国で非公開出願があることは、企業にとって不安定な状況となっており、日米包括経済協議の合意を履行する観点からも、米国に制度の見直しをより一層積極的に働きかける
- ・事業のグローバル化に伴う多数国特許権取得・維持の費用は、企業の大きなコスト負担となっている。翻訳提出義務の緩和や相互承認の推進を、外国政府に働きかける
- ・グローバルな事業展開への環境整備の観点から、世界特許システムの実現を目指すべき

4. 大学など外部研究機関とのアライアンス

- ・産学官連携にあたっては、知的財産権の取り扱いや機密保持などについて、大学と企業が十分な相互理解の下で、柔軟な交渉を行なうとともに、明確な内容の契約を事前に取り

り交わすようにすべき

- ・知的財産権の帰属については、大学の研究者が発明したものは、原則として、適切な報奨のもとで組織としての大学に帰属させるべき

5. 柔軟な経営の推進

- ・子会社の知的財産権を親会社に信託するなど、親会社、親会社から独立した知的財産管理会社などがそのグループ全体の知的財産を一括して管理できる仕組みについて、弁護士法との関係を含め、検討すべき

- ・企業自らがより良い人材を集めるべく、研究者などへのインセンティブを高めるよう努めるとともに、職務発明の扱いについては、従業者が弱者という認識のもとに、発明の対価の額を法律で保証する方式から、企業が発明報償金の扱いを含めた処遇を提示し、研究者などとの間で合意を得ることを前提に、両者の取り決めを尊重する方式に、考え方を改めていくべき

II. 科学技術政策と知的財産政策の融合

- ・どのような特許権が得られているかを分析してテーマを選んだり、あらかじめ外国で特許を出願することを視野に入れて予算の手当てを行なったり、研究開発戦略と標準化戦略を一体化するなど、知的財産権の取得・活用戦略についての検討を加えることが必要

III. 分野別アプローチの実施

- ・先端技術分野においては、例えば、ライフサイエンスの分野では、医療と裁定実施権の問題、スクリーニング方法の特許の問題、医薬品に関するデータの保護、IT分野では、インターネットを利用した国境を越えた取引、標準と知的財産問題、ビジネスモデル特許、コンテンツの流通と権利保護のあり方など、個々に大変重要な課題を抱えている。これらを、一律の知的財産政策で扱うには限界がある。少なくとも、ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料の重点4分野については、分野別の知的財産政策のあり方を検討すべき

(2002年総合科学技術会議は知的財産戦略専門調査会中間報告)

2002年1月の総合科学技術会議は知的財産戦略専門調査会を立ち上げ、同年6月に「知的財産戦略について」の中間報告⁽²⁶⁾をまとめた。当時、技術標準・国際標準がわが国の産業の国際競争力に大きく影響を与えるようになっており、これを国家戦略として取り組む必要性が強く認識されてきて、国際標準の検討につながったといつてよい。

総合科学技術会議（知的財産戦略専門調査会）「知的財産戦

略について」の中間報告

標準化について

1. 国の研究開発プロジェクト等における研究開発，知的財産権取得，標準化の一体的な推進
 - (1) 標準化戦略（ビジョン）
 - (2) 研究開発の一環としての標準化
 - (3) 大学・公的研究機関における標準化に関する取り組み
2. 産学官による戦略的な国際標準化活動の強化
 - (1) 国内標準化活動と国際標準化活動の連携
 - (2) 関係各省をはじめとする産学官の情報交換
 - (3) 標準化活動の重要性の普及啓発
 - (4) アジア諸国との連携
3. 標準化に関連するルールの特明確化，人材の育成等の環境整備
 - (1) フォーラム規格等に関するルール整備等
 - (2) 標準化に関する人材育成のための環境整備
 - (3) 標準化に関する研究

大学等の知的財産活動について

1. 知的財産権の取得・活用に積極的な研究者・大学等に對する適正な評価
 - (1) 研究者の評価
 - (2) 大学・研究開発型独立行政法人の評価
 - (3) 評価の研究資源配分への活用
2. 産業競争力強化につながる戦略的知的財産創造のための共同研究等 研究開発の推進
 - (1) 対外窓口の特明確化
 - (2) 共同研究等の取り扱いルールの特明確化
 - (3) 資金的支援の拡充強化・弾力化
 - (4) 競争的資金の拡充
 - (5) 研究開発における産業財産権情報の活用
3. 原則機関帰属ルールの下での円滑な組織管理の推進
 - (1) 知的財産取り扱いモデルの特提示
 - (2) 研究マテリアル等の取り扱いルールの特明確化
 - (3) 新規性喪失の特例外規定の見直し
 - (4) 国内優先権制度の特弾力的運用
 - (5) 特許関連経費の特確保
 - (6) 大学等発ベンチャーの特促進
 - (7) 予算の特弾力的運用

(2002年「研究開発成果の取り扱いに関する検討会報告書」)

2002年1月に文部科学省の「研究開発成果の取り扱いに関する検討会」が立ち上げられ，同年5月に「研究開発成果の取り扱いに関する検討会報告書」をまとめ公表した。これは研究開発成果の帰属とその利

用に関し成果の利用の観点からその基本的な考え方を提言した。この文部科学省の大学等における研究開発成果の取り扱いに関する検討は，その後，2002年11月の科学技術・学術会議産学官連携推進委員会知的財産ワーキング・グループの報告書，利益相反ワーキング・グループの報告でまとめられ，前者では大学等における特許等の知的財産の原則機関帰属への見直しの考え方と組織的管理・活用のあり方について整理され，後者では産学連携で生じる利益相反への対応の考え方と大学等の対応策についての方向性が整理された。

研究開発成果の取り扱いに関する検討会

委員 井村裕夫 桑原 洋 吉川弘之 相澤英孝 荒井寿光
新井賢一 浮川和宣 江頭邦雄 斉藤 博 竹田 稔
田中信義 中島 淳 広瀬全孝 山本貴史

(2002年「司法制度改革推進計画」閣議決定)

2001年6月に司法制度改革審議会の意見が公表された。同意見は，「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」を掲げ，専門的处理態勢の強化を目的とする様々な提言⁽²⁷⁾をした。2001年12月に設置された司法制度改革推進本部（知的財産訴訟検討会）で審議の結果を踏まえて2002年3月に「司法制度改革推進計画」が閣議決定⁽²⁸⁾された。その中で，知的財産権訴訟の審理期間を半減することを目標とし，そのために，東京地裁・大阪地裁の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため特許権・実用新案権の訴訟事件について東京地裁・大阪地裁へ専属管轄化を図るため法案化すること，法曹以外の専門家が，専門委員として，その分野の専門技術的見地から，裁判の全部又は一部に関与し，裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度（専門委員制度）について，裁判所の中立・公平性を確保することなどに十分配慮しつつ，それぞれの専門性の種類に応じて個別に導入の在り方を検討すること，さらに，弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）における代理権について，信頼性の高い能力担保措置を講じた上で，これを付与することとし，所要の法案を提出すること，法曹の専門性の強化について，必要な対応を行う，日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等のADRを拡充・活性化するとともに，これと訴訟との連携を図ることとし，逐次，所要の措置を講ずることが決定された。

司法制度改革推進計画(2002年3月19日閣議決定)

知的財産権関係事件への総合的な対応強化

(1) 知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することとし、以下の方策等を実施する。

東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪領裁判所への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する。

知的財産訴訟検討会の検討テーマ

- ・ 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討
 - － 侵害訴訟の迅速化・合理化解決等－
- ・ 専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討
 - － 裁判所調査官の役割の拡大・明確化等－
- ・ 侵害行為の立証の容易化のための方策の検討
 - － 営業秘密の保護を含む証拠収集手続のさらなる機能強化－
- ・ 知的財産訴訟の在り方に関する検討
 - － 特許裁判所、技術系裁判官及び日本版ディスカバリー－

知的財産訴訟検討会委員

阿部 一正(新日本製鐵株式会社参与知的財産部長) 荒井 寿光(内閣官房知的財産戦略推進事務局長) 飯村 敏明(東京地方裁判所判事) 伊藤 眞(東京大学教授) 小野瀬 厚(法務省民事局参事官) 加藤 恒(三菱電機株式会社知的財産渉外部次長) 小林 昭寛(特許庁審判部審判企画室長) 櫻井 敬子(学習院大学教授) 沢山 博史(旭化成株式会社総務センター法務室長) 末吉 互(弁護士) 中山 信弘(東京大学教授)

(2002年弁理士法2次改正・特定侵害訴訟代理人)

2001年12月3日、産業構造審議会知的財産政策部会において報告書「弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与について」が取りまとめられ、この報告書を踏まえた「弁理士法の一部を改正する法律」が2002年2月19日に閣議決定され、2月21日に国会に提出され4月11日に国会で成立した。

これまで弁理士は特許庁の審決に対する取消訴訟では訴訟代理人になることが認められていたが、特許権等の侵害訴訟では訴訟代理人とはなれず訴訟代理人たる弁護士又は本人の補佐人となれるだけであった。この弁理士法の2次改正で弁護士との共同訴訟代理であるが訴訟代理人となることができるようになった。た

だし、特許権等の産業財産権などの特定侵害訴訟に限るもので知的財産権すべての侵害訴訟について認められたものではない。又、この特定侵害訴訟の代理資格の取得のためには弁理士資格のみでならず研修を受けさらに能力担保試験に合格することが必要とされるものである。

第9節 まとめ

1970年代の後半から始まった米国のプロパテント政策は米国における制度改革にとどまらず、1990年代の米国の二カ国間協議である日米経済包括協議を通じて、また、同時期に生じていたWIPOやガット・ウルグアイラウンドの多国間交渉の中で国際的な知的財産制度の調和をめぐる動きを通じて、わが国の知的財産制度の改革に圧力を加え、さらに、米国企業等からの日本企業への特許訴訟攻勢が制度改革を促した。これにより1990年代のわが国の特許制度の改革が小泉元首相の「知的財産立国宣言」に先行して行なわれていた。

この流れをわが国の国際的産業競争力を強化するために前向きに受け止め、積極的に制度改革を進める必要性を提言したのが1997年の「21世紀の知的財産を考える懇談会」の報告書であったといえる。「21世紀の知的財産を考える懇談会」報告は、当時、別途進んでいた司法制度改革・規制改革に影響を与え、また、総合科学技術会議の活動に影響を与えた。

この「21世紀の知的財産を考える懇談会」報告書を起点として、当時の経済産業省・特許庁・文部科学省などの各省庁のみならず多くの財界・政界・学界を巻き込んで知財改革を進める環境が整い、2002年の小泉元首相の「知的財産立国宣言」につながったといえる。その背景には1990年代にわが国の国際競争力が急速に失われ、これに対する政官財の危機感が大きく影響していたことは明らかである。

しかし、前節での種々の提言や報告を見れば分かるように、この時期までは、知財改革の論点は数多く出されているものの、未だ、玉石混交であって整理されていない状況にあった。これがその後の「知的財産国家戦略大綱」さらに「知的財産推進計画2003」によって整理されてゆく。

このように小泉元首相の「知的財産立国宣言」の前の段階で日本の知財戦略は国家的課題とされる機運・流れは整っていたといえてよい。また、このような流れは行政のみならず政財官を挙げてのものとなっていたことが分かる。

このような背景と流れをみるとその後現在まで進められている知的財産推進計画の多くの施策の流れができていたことが分かるし、又、その中で未だ解決されていない課題もあることが分かる。小泉元首相の「知的財産立国宣言」は多くの流れの合流として行なわれるべくして行なわれたものといえる。

注

- (1) 2007年9月7日に米国連邦議会下院が先発明主義を先願主義に変更する法案が通過したがその後の上院等での成立は未定。
- (2) 第2節～第5節は特許庁編「工業所有権制度この10年の歩み」1995.3.30 山川政樹「国際特許摩擦と日本の選択」東洋経済新報社1994.6.2 下田博次「知的所有権の恐怖」1992.9.30 につかん書房 蒲野宏之「パテント・マフィアが日本を狙う」同文書院1993.4.12 ヘンリー・幸田「知的所有権で日本が勝つ日」徳間書店1993.5.31を参考に整理した。
- (3) それ以外にも陪審制度・訴訟費用が高額・ITCなどの水際措置に対する対応の困難さ・相手が権利を実施していないためクロスライセンスが困難などの要因が挙げられる。
- (4) しかしながら、現在もその姿を大きくは変えていないが、当時から基本特許になるような発明の開発が少なく、むしろ欧米の基本特許に対応するためにその周辺の発明を大量に出願する体質があった。多くの企業は未だ特許出願を啓発し出願数を競い合っていた。出願後に大量出願を精査して審査請求できる制度はその体質に適合していたといつてよい。
- (5) この1987年当時、審査の未処理案件が65.6万件、審査要処理期間36ヶ月となっていた。
- (6) 1986年2月に実施関連出願を早期に審査する早期審査制度が導入された。
- (7) 実用新案制度の無審査制度の導入は実質的な審査負担の解消にはつながらなかった。無審査の実用新案の権利の不安定さは権利の安定化を求めてそれまで実用新案出願していたものが特許出願に多くが鞍替えし特許出願の増加につながった。
- (8) 通商産業省特許庁編「これからは日本も知的創造時

代」通商産業調査会出版部1997年5月30日

- (9) 第1期科学技術基本計画は5カ年計画17兆円の予算を投入した。現在2006年に第3期科学技術基本計画が策定されて5カ年計画で25兆円を投入する予定である。
- (10) 「知的創造サイクル」の言葉はこの報告書で初めて正式に使用されたと記憶している。
- (11) その後に策定された推進計画2003以降の内容に全て反映されている。
- (12) 特定技術分野の審査の運用方針第1章コンピュータ・ソフトウェア関連発明(1997年4月1日出願以降適用)
- (13) 1997年工業所有権審査議会損害賠償等小委員会報告
- (14) 1998年11月工業所有権審査議会法制部会企画委員会報告
- (15) 1998年12月工業所有権審査議会答申書
- (16) 「プロパテント政策」の用語が公式にわが国の最初に使われた。
- (17) 大学等技術移転促進法(TLO法)に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により特定大学技術移転事業(TLO事業)の実施計画の承認を受けたTLO
- (18) その後特許法104条の3として改正された。
- (19) この節では「知的財産立国宣言」の直前の知財制度改革の状況が理解するために各報告書などの概要と参加メンバーを記載する。
- (20) www.smips.jp/IP_forum/
- (21) 本稿ではこれまでの知財改革にかかわってきた人々の広がりを示すため可能な限り参画者の氏名とその役職等を記載する。
- (22) www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/nenji/nenpou2002_pdf/kenkyukai.pdf
- (23) www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dai3/s_07.pdf
- (24) www.meti.go.jp/kohosys/press/0002655/
- (25) www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/003.html
- (26) www8.cao.go.jp/cstp/output/iken030619.pdf
- (27) www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html
- (28) www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/index.html
(原稿受領2007.9.28)